

前沢橋外 PCB 塗膜かす等処分業務委託 仕様書

第1条 適用

本特記仕様書は、佐野市の実施する「前沢橋外 PCB 塗膜かす等処分業務委託」に適用する。

第2条 業務目的

本業務は、佐野市内施設に保管する低濃度 PCB 塗膜かす等を、適正に処分することを目的とする。また、容器に保管している場合は、容器も処分対象とする。

第3条 業務内容

- 1) 佐野市道路河川課が保有している「別紙1」の収集運搬及び処分項目を、「前沢橋外 PCB 塗膜かす等収集運搬業務委託」（以下「別途業務」という。）で処分地に運搬する予定であり、運搬されたものを、低濃度 PCB 廃棄物処理施設にて処分すること。

＜保管場所＞

〒327-0317 佐野市田沼町 90-2 【佐野市役所資材ヤード倉庫内】

- 2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律および PCB 収集運搬ガイドライン（環境省）に従い、安全かつ適正に委託業務を実施すること。
- 3) 本業務での処分地が決定次第、別途業務の入札を行い、収集運搬業者を決定する。
- 4) 濃度分析をした検体（サンプル）・ウエス等の汚染物の処分も行うこと。

第4条 遵守法令

本業務の実施にあたっては本業務の特記仕様書によるほか、下記の基準等に準拠するものとする。

- 1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- 2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 3) 低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン
- 4) 栃木県県土整備部が管理する公共土木施設における PCB 等含有塗膜取扱の手引き
- 5) その他関係法令等

第5条 提出書類

- 1) 特別管理産業廃棄物処分許可証【種類：低濃度 PCB 廃棄物】の写しを佐野市に提出しなければならない。
- 2) 業務完了後、業務完了報告書（A4 版）1 部を監督員に提出しなければならない。また、業務完了報告書については、処分作業前・後の写真などを提出すること。
- 3) マニフェストシステムの実施管理を行うため、処理結果を記した報告書とマニフェストの原票と写し（D 票及び E 票）を監督員に提出しなければならない。

第6条 注意事項

- 1) 本業務を再委託してはならない。
- 2) 別途業務で実施する運搬作業が遅れた場合は、履行期間を変更する場合がある。また、履行期間を変更する場合は、佐野市道路河川課と協議をすること。履行期間の変更に伴う金額の増減は、原則行わないものとする。
- 3) 現場確認を希望する場合は、佐野市道路河川課と協議し、現場確認を行うこと。

第7条 履行期間

本業務の履行期間は、契約日から令和 8 年 2 月 27 日（金）までとする。

第8条 その他

- ・ 本業務に関する事項については機密を厳守し、第三者に漏洩、無断利用をしてはならない。
- ・ 受託者は、作業の実施にあたり疑義が生じた場合には、監督員と協議を行うものとする。

以 上

令和7年度

【別紙1】

前沢橋外PCB塗膜かす等処分業務委託

収 集 運 搬 及 び 処 分 項 目

保管場所：〒327-0317 佐野市田沼町90-2 【佐野市役所資材ヤード倉庫内】

箇所	規格	計	No	内訳	数量	単位	備考
前沢橋 (R5年度工事) (完了)	鋼製ドラム缶	3缶			266	kg	
			1	保護具	65	kg	循環式ﾌﾟﾗｽﾄ工法
			2	シート	113	kg	
			3		88	kg	
	ペール缶	6缶			120	kg	
			1	塗膜かす	23	kg	循環式ﾌﾟﾗｽﾄ工法
			2		21	kg	
			3		21	kg	
			4		22	kg	
			5		18	kg	
			6		15	kg	
梅木橋 (R6年度工事) (完了)	鋼製ドラム缶	4缶			309.5		
			1	保護具	90.5	kg	循環式ﾌﾟﾗｽﾄ工法
			2	シート	67.5	kg	
			3		80.5	kg	
			4		71	kg	
	ペール缶	3缶			37.5	kg	
			1	塗膜かす	16	kg	循環式ﾌﾟﾗｽﾄ工法
			2		17.5	kg	
			3		4	kg	
前沢橋 (委託)	塗膜調査	ペール缶 1缶	小	塗膜かす			スクレーパー 電動工具等(乾式)
梅木橋 (委託)	塗膜調査	丸缶 1缶	小	塗膜かす			剥離剤(湿式)